

志太広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、志太広域事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

志太広域事務組合同規約の一部を変更する規約

志太広域事務組合同規約（昭和47年静岡県指令地第300号）の一部を次のように変更する。

第3条第4号中「斎場会館」を「葬祭式場」に、「斎場」を「斎場会館」に改める。

別表第1中

「

斎場の建設、設置及び管理に関する事務費

」

を

「

斎場会館の建設、設置及び管理に関する事務費

」

に改める。

附 則

この規約は、志太広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年志太広域事務組合同条例第5号）の施行の日（平成30年2月1日）から施行する。